

7 大津市が所有する公共建築物の耐震化

大津市既存建築物耐震改修促進計画は、耐震改修促進法に基づき住宅及び特定建築物についての耐震化目標と施策について定めていますが、これとは別に、市が所有する公共建築物についても耐震化を促進することとして、市独自の耐震化の目標を設定しています。

本市における市有建築物（特定建築物以外も含む）の耐震化率の現状（令和2年9月末）は、94%です。本計画においては、市有施設について、防災拠点機能、避難所、教育施設、福祉施設であることをもって、防災上の重要度を判断し、「防災上特に重要な施設」及び「防災上重要な施設」を抽出しています。そのうえで、「防災上特に重要な施設」から耐震化を進めてきました。また、市有建築物における耐震基準は、「大津市公共施設の耐震化推進要領（消防局防災課、平成17年3月1日修正）」に基づくこととしており、この要領において市有建築物の耐震化の優先順位を下記のように定めています。

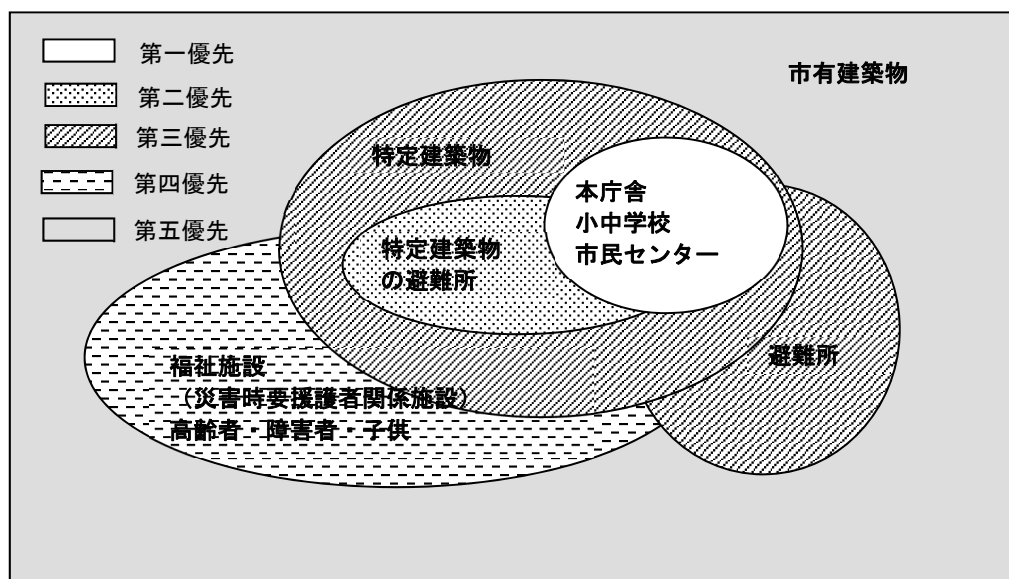
【市有建築物の耐震化の優先順位】

- ア. 第一優先：市庁舎、小中学校の校舎及び体育館、市民センター
- イ. 第二優先：アを除く特定建築物で避難所に設定している施設
- ウ. 第三優先：ア及びイを除く特定建築物及び避難所に設定している施設
- エ. 第四優先：ア、イ及びウを除く災害時要援護者に関する施設
（高齢者、障害者、子供等福祉教育関係施設）
- オ. 第五優先：上記以外の市有建築物

併せて、本市では、市有施設全体について、中長期的かつ総合的な観点から施設マネジメントを推進します。

今後は、このような防災上の重要度、耐震化の優先順位及び「大津市公共施設等総合管理計画（平成28年8月）」等に基づき、優先順位に配慮しつつ、関係部所間で情報共有・連携を図りながら、計画的な耐震化を推進します。

図表 7-1 市有建築物の耐震化に係る優先度



図表 7-2 市有建築物等の耐震化状況

機能 区分			現状の数値(令和2年9月末現在)				
			A 全建築物	B S56以前の 建築物	C S57以降 の 建築物	D B欄のうち 耐震化済	耐震化率 E=(C+D)/A
			(棟数)	(棟数)	(棟数)	(棟数)	(%)
防災上特に重要な施設	医療施設	病院、診療所	8	1	7	0	87.5%
	社会福祉施設	保育園、児童クラブ、福祉センター等	121	26	95	7	84.3%
	学校関係施設	小学校・中学校、幼稚園	409	206	203	204	99.5%
	利用の多い市民共用施設	図書館、市民会館、展示場博物館等	16	5	11	1	75.0%
	防災拠点施設	市庁舎、市民センター、支所、消防センター等	93	13	80	10	96.8%
	小計		647	251	396	222	95.5%
防災上重要な施設	その他の市民共用施設	ホール、駐車場、駐輪場等	206	27	179	4	88.8%
	試験研究機関等	試験所、調査センター	1	0	1	0	100.0%
	その他庁舎	処理場、浄水場、クリーンセンター等	105	20	85	6	86.7%
	職員宿舎等	寮、宿舎	7	3	4	0	57.1%
	小計		319	50	269	10	87.5%
計			966	301	665	232	92.9%
市営住宅			230	143	87	142	99.6%
合計			1,196	444	752	374	94.1%

注) 用途区分は日常的な用途により区分しているため、避難所としての区分は行っていませんが、上表には避難所として指定されている施設も含まれています。

図表 7-3 地震対策の現状および目標

区分	平成18年度末 (計画策定時)	平成27年9月	令和2年9月末 (現状)	令和7年度末 (目標)
防災上特に重要な市有建築物の耐震化率	59.1%	94.7%	95.5%	100%
防災上重要な市有建築物の耐震化率	78.4%	85.9%	87.5%	95%
市営住宅の耐震化率	99.6%	99.6%	99.6%	100%